

令和8年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、吉野川市下水道事業で下水道管路施設を管理している下水道管理システムをクラウド化し管路情報や維持管理情報を蓄積することで、業務効率の向上、災害時の対応力強化、住民サービスを向上させることを目的とする業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務範囲 吉野川市全域
- (3) 対象事業 ①公共下水道事業
②特定環境保全公共下水道事業
③農業集落排水事業
- (4) 業務内容 別紙「吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託特記仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (5) システム要件 本業務のシステムはクラウドサービスを用い、管路情報及び維持管理情報を蓄積できる下水道管路管理システムとする。
- (6) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (7) 実施方法 公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)
- (8) 見積限度額 ¥19,800,000-(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本市の入札参加資格を有しており、本プロポーザル実施の公告日から契約締結日までの間、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、本市の入札参加資格を有していない者であっても、吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成16年吉野川市告示第2号)第3条各号に規定する書類を参加申込書に添付することで入札参加資格を有する者とみなすことができる。

- (2) 吉野川市暴力団排除条例（令和元年吉野川市条例第44号）第6条の規定に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 徳島県もしくは香川県に契約事務所（本店、支店、営業所）を配置しており、導入後、システム利用についての日常の技術的サポート等の履行が可能なこと。
- (7) 資格・実績に関すること
 - ア 企業に関する資格認証として JIS Q9001、JIS Q14001、JIS Q27001、JIS Q15001）、プライバシーマークを取得していること。
 - イ 過去5年以内に四国、中国、近畿地方の地方公共団体が発注した下水道管路管理システム（クラウドサービス）の構築または下水道管路管理システム（クラウドサービス）へのデータ登録業務を元請けとして受注し完了した実績を有すること。

4. スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月20日（水） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年5月27日（水） |
| (3) 質問回答期限 | 令和8年6月 3日（水） |
| (4) 参加申込書（1次審査資料）提出期限 | 令和8年6月10日（水） |
| (5) 1次審査結果通知 | 令和8年6月17日（水） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年6月26日（金） |
| (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和8年7月上旬～中旬 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年7月中旬～下旬 |

5. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者選定のため本業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。

6. 参加申込方法等

(1) 提出書類 各1部

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第4号）

ウ 同種業務実績表（様式第5号）

エ 吉野川市における委託業務実績表

オ 業務推進体制一覧表（様式第7号）

カ 担当者経歴書（様式第7-1号～第7-3号）

管理技術者、照査技術者、**担当技術者**それぞれ作成すること。

キ 機能要件表（任意様式）

提案するシステムの機能を確認するため、機能要件表（任意様式）を提出すること。
なお、本市が提示する別紙、機能要件表の内容に一致する必要はないが、代替する機能で補完できることを望む。代替機能を含め、提示する機能要件を満たせないものがある場合、提出する機能要件表欄外に記載すること。また追加の機能を有する場合は機能要件表の該当項目を赤字で表記すること。

(2) 提出期限 令和8年6月10日（水） 午後5時（必着）

(3) 提出先 吉野川市水道部下水道課工務係
〒776-8611
徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
電話：0883-22-2258
メール：gesuidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

(4) 提出方法 持参又は郵送
※郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。持参による場合は、事前に担当部署（前記（3）提出先）へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）の間に提出すること。

(5) その他 参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合にあっては、参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

7. 質問及び回答方法

(1) 質問方法

所定の質問書（様式第9号）に質問内容について簡潔に記入し、6（3）のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。
なお、電子メールの件名は「令和8年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託（事業者名）」とする。また、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(2) 質問書の提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時

(3) 回答方法 令和8年6月3日(水)正午に吉野川市HPで公開する。

(4) その他 審査内容に関する質問は受け付けない。

8. 1次審査(書類審査)

提出された参加申込書類について、選定委員会による書類審査を実施する。

(1) 審査基準 評価は別紙評価基準表に基づき審査し、合計点数の高い上位3者を1次審査通過者とする。同点の提案者が複数となった場合、選定委員の投票により1次審査通過者を選定する。

(2) 1次審査結果の通知

ア 通知時期 令和8年6月17日(水) (予定)

イ 通知方法 審査後、速やかに審査対象者に対して、メール及び書面により通知する。

※1次審査通過者には上記と併せて、「プレゼンテーション参加要請書(様式第10号)」により2次審査の実施日時及び場所を通知する。

9. 提案書等の提出

(1) 企画提出書類

ア 企画提案書表紙(様式第3号)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書(以下「提案書」という。)は、仕様書の業務内容及び評価基準表を踏まえ業務を遂行するための具体的な手法等を記載すること。

また、仕様書の業務内容に加え見積限度額内で追加の業務提案がある場合、追加業務内容について具体的に記載すること。

提案書の用紙サイズは原則A4版とし、20頁以内(両面印刷可)で分かりやすく簡潔なものとする。

ウ 見積書(様式第8号)

見積書の詳細が分かるように内訳書(任意様式)を添付すること。

併せて、追加業務提案がある場合、別途見積書を作成し詳細が分かるように内訳書を添付すること。

また、本業務委託内訳書に導入するシステムの年間運用費用(業務委託金額には含めない)を記載し、その内訳も記載すること。

(2) 提出方法等

ア 提出部数 書面(正本1部、副本9部)

電子データ1部(PDF形式)

イ 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時(必着)

ウ 提出先 6(3)に同じ

エ 提出方法 6(4)に同じ

オ その他 提出期限までに提出の無い場合は、参加を辞退したものとみなす。

10. 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 実施日時 令和8年7月上旬～中旬（予定）
- イ 所要時間 1事業者あたり40分（企画提案30分、質疑応答10分）
片づけを含めて50分以内とする。
- ウ 出席者 3人以内とし、提案書に記載された管理技術者及び担当技術者は必ず出席すること。

- エ 説明方法 9（1）イの提案書に基づき説明を行うこと。
- オ 使用機器 プレゼンテーションに必要な機材等は参加事業者が準備すること。

（2）審査基準 別紙評価基準表のとおり。

（3）受託候補者の選定

- ア 選定委員会で、別紙評価基準表に基づき総合的に審査し、その評価点を合算した値が最も高い事業者を受託候補者とする。なお、当該事業者の辞退等の理由により契約ができない場合は次順位の事業者を受託候補者とする。
評価点が同点の場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。
- イ 各選定委員の持ち点（370点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない事業者は選定の対象外とする。
- ウ 参加事業者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該事業者を受託候補者とする。

（4）2次審査結果の通知

審査後、速やかに審査対象者に対して書面により通知する。なお、不採用通知を受けた者は、通知した日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により不採用理由について説明を求めることができる。ただし、審査結果に対する異議申立て及び審査に関する資料開示については、一切受け付けない。

11. 契約手続き

仕様書及び受託候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、吉野川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成16年企業管理規程第9号）に基づき契約を締結する。

受託候補者の提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等提出期限以降における書類の追加、修正及び再提出は認めない。また、配置予定の技術者は変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (3) 参加申込書（添付書類含む）及び提案書等は返却しないものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲で複製を行うことがある。
- (6) 提案書等に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が見積限度額を超えている場合
 - オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - カ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13. 問い合わせ先

吉野川市水道部下水道課工務係

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話：0883-22-2258

FAX：0883-22-2254

メール：gesuidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp